

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容の変更のお手続き
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③ご契約内容についてのご質問・お問合わせ



現在の基準利率などは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



「ご契約内容のお知らせ」（年2回） *1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。
「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただきますが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）に関するお問合わせは、照会先〔第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）〕までご連絡ください。

ご確認ください

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置※1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%※2となっています。（2013年2月現在）
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
- ※1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることにしています。
- ※2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申込みの際は、内容を十分に確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
（受付時間：月～金／9:00～17:00 12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10
晴海トリトンスクエア X棟15階
電話 (03) 6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命 第一生命グループ

お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’13年4月版

ⒸC24F0190（H25.2.21） 営業F1607-03 ’13年3月作成 リ

第一フロンティア生命の個人年金保険

2013年4月版

プレミアハピネスM

生存保障重視型個人年金保険



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

商品パンフレット 兼 特に大切なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）

この書面は「商品パンフレット」と「特に大切なお知らせ」で構成されています。「特に大切なお知らせ」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

「商品パンフレット」▶ P1

「契約概要」▶ P7

「注意喚起情報」▶ P11

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

MIZUHO

みずほ銀行



第一フロンティア生命
第一生命グループ

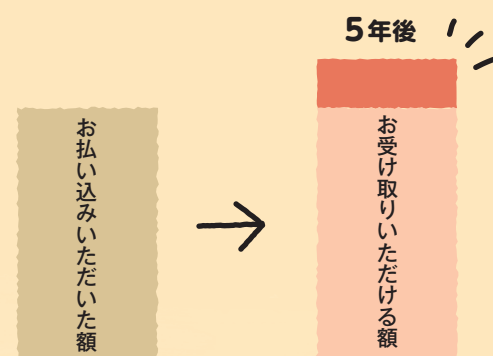
堅実に運用して、自在に受け取りたい、あなたへ。

堅実に

堅実に運用します。
ご契約時に5年後の
将来が見えます。



お客さまの資産を
5年間運用すれば、
堅実にふやして
お受け取りいただけます。

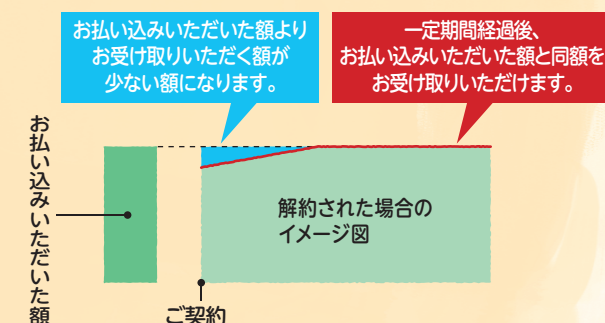


ご契約時に運用期間中の
お受取額もはっきりとわかります。



途中で解約したときの
お受取額は、
ご契約時に決まります。

解約されたとき



自在に

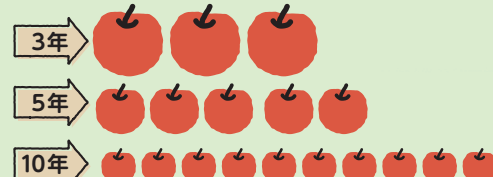


自在に選べる受け取り方。
分けて受け取るか、
一度に受け取るか。

5年後のお受取りは
使う目的やライフプランにあわせて
お選びいただけます。

「年金」で受け取る

「年金」でお受け取りいただく場合は、
3年・5年・10年確定年金からお選びいただけます。



「一括」で受け取る



さらに

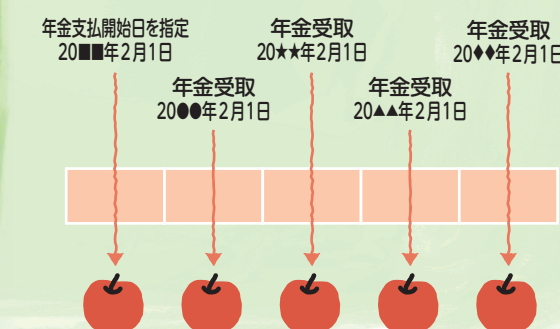


ご自身の記念日に
受け取ることができます。

「繰り延べ」で受け取る

年金支払開始日をお客さまの
ご希望の日（誕生日・結婚記念日など）
にあわせて1日単位で
ご指定いただけます。

確定年金5年を選択し、年金支払開始日を
2月1日にご指定いただいた場合





この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

堅実に運用して、 自在に 受け取りたい、あなたへ。

『堅実に』

- 基準利率に基づき**契約日に5年後の年金原資額が決まります。**
- 解約返還金額も契約日に決まるため、**一時払保険料と同額になる年月数が、あらかじめわかります。**



- 運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を上回ることはありません。
- 所定の費用がかかるため、ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。

『自在に』

- 年金（3・5・10年確定年金）で受け取るか、一括で受け取るかをお選びいただけます。
- 年金支払開始日を繰り延べることができます。〈任意の日（日単位）〉



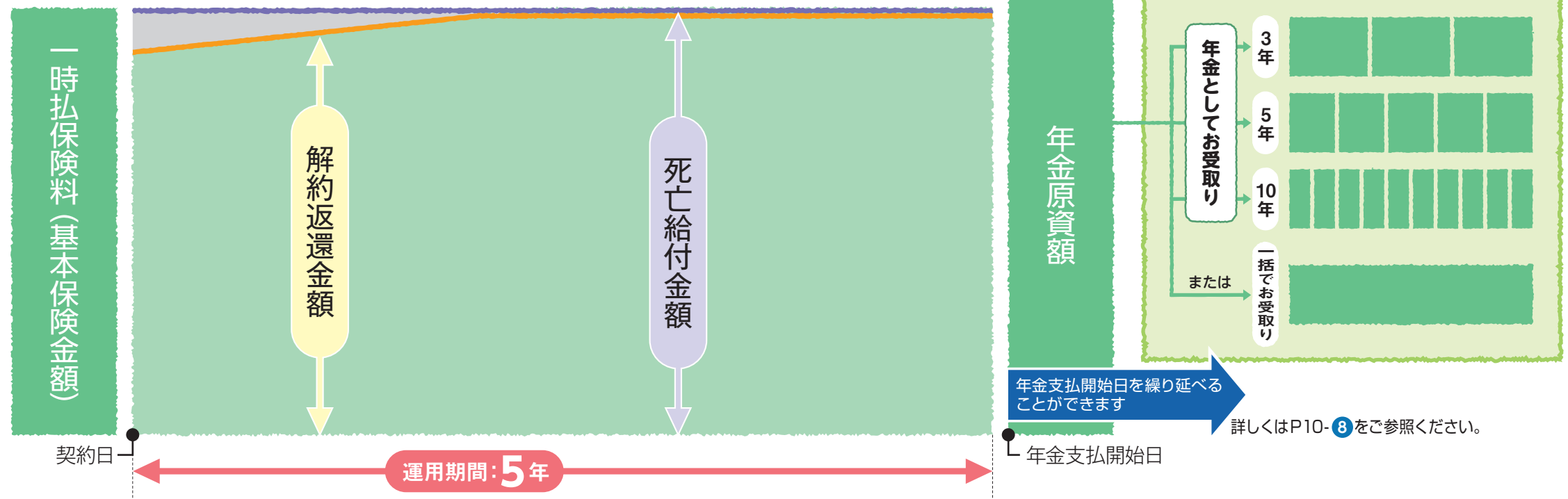
年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点*の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
※年金支払開始日を繰り延べた場合は、繰延べ後の年金受取開始時点となります。

『幅広く』

- 告知なしでお申込みが可能です。
- 契約年齢が**85歳の方まで**ご加入いただけます。



契約年齢とは、ご契約時における被保険者の満年齢をいいます。



- この保険の年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。ご契約に際しては、「基準利率のお知らせ」などで最新の基準利率をご確認ください。
- この保険は、運用期間中において、死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額とし、解約返還金額は死亡給付金額を限度とすることにより年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。
- 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

基準利率について

*この保険では、基準利率は毎月2回（1日と16日）設定されます。

*基準利率は運用期間を通じて一定で、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）の基準利率が運用期間の満了日まで適用されます。



- 一時払保険料が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。一時払保険料に対する実質利回りは、基準利率よりも低くなります。
- お申込みから契約日までの間に基準利率が変更された場合、契約日における基準利率が適用されますのでご注意ください。

5年後の年金原資額（カッコ内は実質利回り）と、
解約返還金額が一時払保険料と同額になるまでの 年 月 数 を 試 み ま し ょ う。

 記載の基準利率は例示であり、実際に適用される基準利率とは異なります。ご契約に際しては、「基準利率のお知らせ」などで最新の基準利率をご確認ください。

例）一時払保険料として1,000万円をお支払いいただいた場合

男性
の場合



契約年齢		契約日の基準利率					
		年0.40%の場合		年0.50%の場合		年0.60%の場合	
		年金原資額	年 月 数	年金原資額	年 月 数	年金原資額	年 月 数
40 歳		1,004.9 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,010.0 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
45 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,010.0 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
50 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
55 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
60 歳		1,004.7 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
65 歳		1,004.6 万円 (0.09%)	3 年 11 か月目	1,009.8 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
70 歳		1,004.5 万円 (0.08%)	3 年 11 か月目	1,009.8 万円 (0.19%)	3 年 2 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
75 歳		1,004.2 万円 (0.08%)	3 年 12 か月目	1,009.7 万円 (0.19%)	3 年 2 か月目	1,015.2 万円 (0.30%)	2 年 8 か月目
80 歳		1,003.7 万円 (0.07%)	4 年 2 か月目	1,009.4 万円 (0.18%)	3 年 3 か月目	1,015.2 万円 (0.30%)	2 年 8 か月目
85 歳		1,002.7 万円 (0.05%)	4 年 4 か月目	1,008.9 万円 (0.17%)	3 年 5 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 9 か月目

女性
の場合



契約年齢		契約日の基準利率					
		年0.40%の場合		年0.50%の場合		年0.60%の場合	
		年金原資額	年 月 数	年金原資額	年 月 数	年金原資額	年 月 数
40 歳		1,004.9 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,010.0 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
45 歳		1,004.9 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,010.0 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
50 歳		1,004.9 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,010.0 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
55 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
60 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
65 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
70 歳		1,004.8 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.1 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
75 歳		1,004.7 万円 (0.09%)	3 年 10 か月目	1,009.9 万円 (0.19%)	3 年 1 か月目	1,015.2 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
80 歳		1,004.5 万円 (0.08%)	3 年 11 か月目	1,009.8 万円 (0.19%)	3 年 2 か月目	1,015.2 万円 (0.30%)	2 年 7 か月目
85 歳		1,004.0 万円 (0.07%)	4 年 1 か月目	1,009.6 万円 (0.19%)	3 年 2 か月目	1,015.3 万円 (0.30%)	2 年 8 か月目

* 実質利回りとは、運用期間満了時において一時払保険料、経過年数と年金原資額を用いて算出される年換算利率（複利）のことをいいます。一時払保険料を預貯金のようにお預かりして利息を付利するものではありませんので、中途解約時などには、この利回りが保証されるものではありません。

 ● 契約年齢とは、ご契約時における被保険者の満年齢をいいます。→ P9
● 基準利率以外の基礎率などについては、2013年4月現在のものです。

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

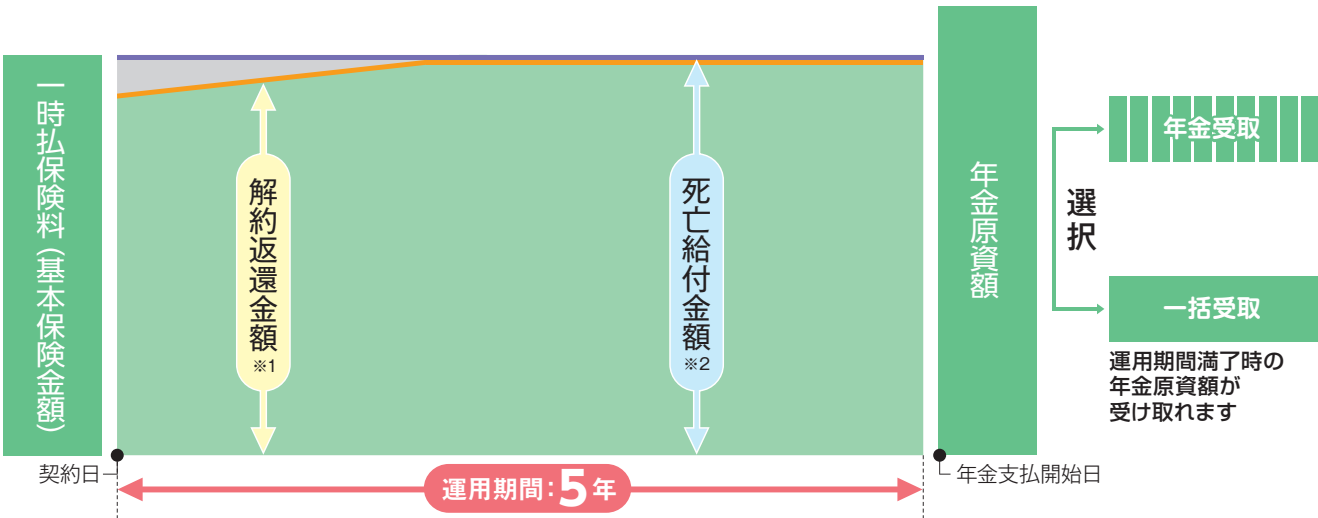
1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

商号 第一フロンティア生命保険株式会社
住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
電話 03-6863-6211 (大代表)
ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

- ①この保険は、運用期間中において、死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額とし、解約返還金額は死亡給付金額を限度とすることにより年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。
- ②運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を上回ることはありません。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。
- ③年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。
- ④基準利率は毎月2回（1日と16日）設定されます。契約日の基準利率は、運用期間満了まで適用されます。
- ⑤この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- ⑥なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



※1 運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を上回ることはありません。ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。
※2 死亡給付金額は、運用期間を通じ基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額です。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

確定年金	年金受取開始年齢※
・一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。 年金受取 ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	5歳～90歳

一括受取（年金原資額の一時支払）	
一括受取	年金原資額の一時支払を選択できます。 *ご契約時には選択できません。 年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- 注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 注2 年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- 注3 年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。
- 注4 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。なお、後継年金受取人は1名のみ指定できます。

死亡給付金

- ①被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日における基本保険金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
 - ②年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を死亡給付金受取人にお支払いします。詳しくはP10-⑧をご参照ください。
- *責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP11-⑤および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

5 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）	100万円以上5億円以下（1万円単位） *最高基本保険金額は、同一被保険者について通算限度があります。
運用期間	5年
契約年齢	0歳～85歳 *ご契約時における被保険者の満年齢
年金受取開始年齢	5歳～90歳
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金受取期間の変更	年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の増額	取り扱いません。
基本保険金額の減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 *年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の減額は取り扱いません。
契約者貸付	取り扱いません。

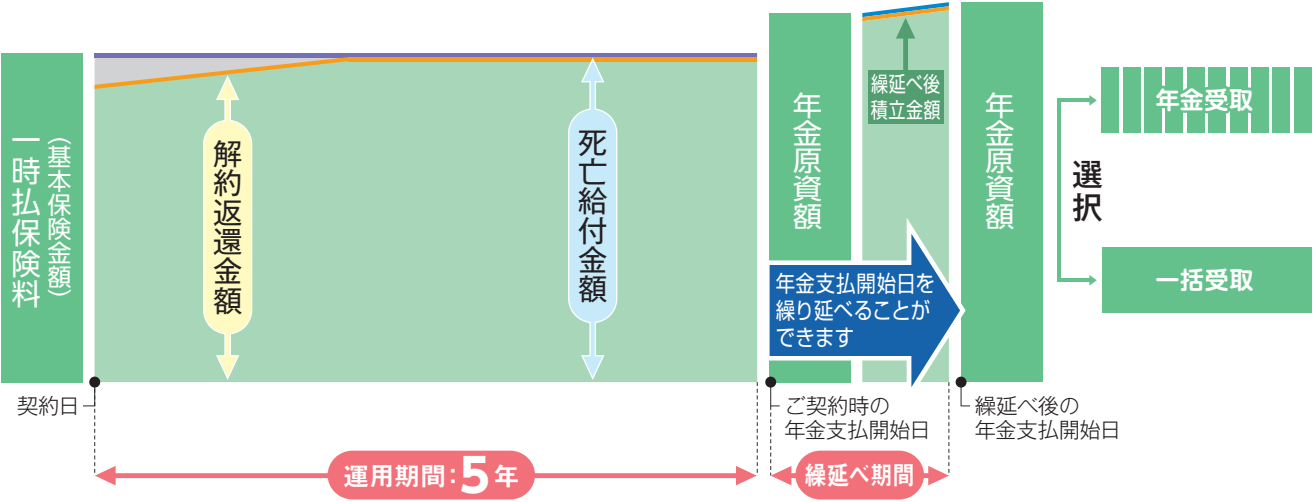
6 「死亡給付金等の年金払特約」を付加できます

- ①この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。
- ②この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。
- ③特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
- 注1 特約年金額は、死亡給付金額をもとに特約年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
- 注2 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
- 注3 特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となりますが、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が30万円に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 年金支払開始日を繰り延べることができます

- ①年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- ②繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします（85歳でご契約の場合、年金支払開始日の繰延べのお取扱いはありません）。
- ③繰延べ前の年金原資額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間（繰延べ期間）中、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（繰延べ後積立金額）。
- ④繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- ⑤繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されます。



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- ①お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」といいます）は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます）であれば、**第一フロンティア生命あての書面（消印有効）**での郵便によるお申出により**ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除**（以下「お申込みの撤回など」といいます）をすることができます。
＜送り先＞〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- ②お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- ③ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- ④クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 ご契約に適用される基準利率は、契約日における基準利率となります

- ①ご契約に適用される基準利率は、**契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）の基準利率**となります。
- ②**基準利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。お申込みから契約日までの間に基準利率が変更となった場合、契約日の基準利率が適用されますので、ご注意ください。**

4 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- ①保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- ②募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- ①死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**）
- ②重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**）
- ③死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- ④**詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 年金でのお支払いができない場合があります

年金額が30万円に満たない場合。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。

7 解約と解約返還金のお取扱いは以下のとおりとなります

- ①運用期間中にご契約を解約・減額した場合、解約返還金が支払われます。
- ②この保険は、運用期間中において、**死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額とし、解約返還金額は死亡給付金額を限度とすることにより年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。**
- ③運用期間中に解約された場合の解約返還金額は、基本保険金額（一時払保険料相当額）を上回ることはありません。**ご契約後一定期間内に解約された場合の解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ります。**
- ④基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。

8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- ①**生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- ②保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である**生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ①ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ②ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなどには給付金などが支払われないことがあります。
- ③ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

10 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2013年2月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2013年1月1日から2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。下記の記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。**介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。**

生命保険料控除の適用条件

ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。

運用期間中

①解約・減額時の解約返還金に対する課税

解約返還金は基本保険金額を上限とするため、課税対象となりません。

②死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得 ^{※1} ）+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

繰延べ期間中（年金支払開始日を繰り延べた場合）

解約時の差益に対する課税

所得税（一時所得^{※1}）+住民税

年金受取期間中

①一括受取（年金原資額の一括支払）時の課税

契約日から年金支払開始日までの期間	年金原資額の一括受取時
5年	20.315%源泉分離課税
5年超（年金支払開始日を繰り延べた場合）	所得税（一時所得 ^{※1} ）+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

②年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税（雑所得 ^{※2} ）+住民税	所得税（一時所得 ^{※1} ）+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left[\text{収入（受取額）} - \text{必要経費（払込保険料）} - \text{特別控除（50万円）} \right] \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます）、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

11 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

- ①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- ②「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

12 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- ①お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ②第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ③死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- ①第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- ②募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ハッピーになるう タイチフロンティア
☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日
（祝日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00